

**令和元年度椎葉村一般会計予算における
市町村交付金(社会保障財源化分)が充当される
社会保障施策に要する経費について**

平成26年4月1日から施行された消費税率の改正(5%→8%)に伴い、地方消費税収の引き上げ分すべてを社会保障施策に要する経費に充てることとされています。以上の趣旨を踏まえて、本村においても、市町村交付金(社会保障財源化分)の相当額について、下記のとおり、本村が取り組む社会保障施策に活用いたします。

(歳入) 市町村交付金(社会保障財源化分) 21,897千円(見込み)

(歳出) 社会保障施策に要する経費 553,357千円(詳細は下記のとおり)

【社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

区分	事業名	経費	財源内訳			
			特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
社会福祉	社会福祉施設事業	3,176			1,114	2,062
	高齢者福祉事業	38,644	1,707		2,143	34,794
	障害者福祉事業	145,541	48,166			97,375
	児童福祉事業	255,093	123,788	40,800	6,918	83,587
	母子福祉事業	18,089	1,590		4,900	11,599
	小計	460,543	175,251	40,800	15,075	229,417
社会保険	介護保険事業(繰出金)	84,766	965			83,801
	国民健康保険事業(繰出金)	47,650	17,625			30,025
	後期高齢者医療事業(繰出金)	66,520	14,956			51,564
	小計	198,936	33,546			165,390
保健衛生	妊婦乳幼児検診事業	2,946				2,946
	病院事業(繰出金)	127,894				127,894
	予防対策事業	34,604	1,675		6,375	26,554
	不妊治療費助成事業	1,211	55			1,156
	小計	166,655	1,730		6,375	158,550
合 計	826,134	210,527	40,800	21,450	553,357	